

騒音規制法施行令に定める特定施設
別表第1（第1条関係）

1. 金属加工機械
 - イ 圧延機械
（原動機の定格出力の合計が22.5キロワット以上のものに限る。）
 - ロ 製管機械
 - ハ ベンディングマシン
（ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
 - ホ 機械プレス
（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
 - ヘ せん断機
（原動機の定格出力の合計が3.75キロワット以上のものに限る。）
 - ト 鍛造機
 - チ ワイヤフォーマーマシン
 - リ プラスト
（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く）
 - ヌ タンブラー
 - ル 切断機
（といしを用いるものに限る。）
2. 空気圧縮機及び送風機
（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機
（原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
4. 織機
（原動機を用いるものに限る。）
5. 建設用資材製造機械
 - イ コンクリートプラント
（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）
 - ロ アスファルトプラント
（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）
6. 穀物用製粉機
（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。）
7. 木材加工機械
 - イ ドラムバーカー
 - ロ チッパー
（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ハ 碎木機
 - ニ 帯のご盤
（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、
木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ホ 丸のご盤
（製材用のものにあつては原動機の定格出力が15キロワット以上のもの、
木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
 - ヘ かな盤
（原動機の定格出力が2.25キロワット以上のものに限る。）
8. 抄紙機
9. 印刷機械
（原動機を用いるものに限る。）
10. 合成樹脂用射出成形機
11. 鋳造型機
（ジョルト式のものに限る。）